

公益社団法人日本婦人科腫瘍学会 代議員選出規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本婦人科腫瘍学会（以下、「本会」という。）の定款第5条第3項及び第7項に基づく代議員及び補欠代議員の選出方法について定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 代議員とは、本会の正会員及び功労会員からの委任に基づき選出された者であり、正会員を代表して本会の社員となり、社員総会にて議決を行う者をいう。
- 2 補欠代議員とは、本会の正会員及び功労会員からの委任に基づき選出された者であり、代議員が欠けた場合に、その代議員に替わって代議員となる者をいう。

(選出方法)

- 第3条 代議員は、第4条に規定する区分ごとに、正会員及び功労会員による選挙によって選出する。
- 2 補欠代議員は、前項の選挙の結果、第5条に規定する定数に及ばなかった次点以下の者とする。

(種類)

- 第4条 本会は、代議員を次の各号のとおり区分する。
- (1) 第1号代議員 婦人科を主として専門とする医師
 - (2) 第2号代議員 病理学を主として専門とする医師
 - (3) 第3号代議員 放射線科を主として専門とする医師
 - (4) 第4号代議員 腫瘍内科を主として専門とする医師
 - (5) 第5号代議員 前四号以外の代議員
- 2 前項各号の代議員は、いずれも代議員として同一の権限を有し、その間に権限の差をつけてはならない。

(代議員定数)

第5条 代議員の定数は、第4条に定める区分ごとに定めるものとし、選挙管理委員会は、選挙が行われる年度当初の正会員数により決定し、公示しなければならない。

(補欠代議員定数)

第6条 補欠代議員の定数は、第4条に定める区分ごとに定めるものとし、選挙管理委員会は、選挙が行われる年度当初の正会員数により決定し、公示しなければならない。

(選挙人の資格)

第7条 この選挙の選挙人は、次の各号のすべてを充たさなければならない。

- (1) 本会の正会員及び功労会員であること
- (2) 選挙が行われる年度の9月30日までに会費を完納していること

(被選挙人の資格)

第8条 この選挙の被選挙人は、次の各号のすべてを充たさなければならない。

- (1) 本会の正会員であること
- (2) 選挙が行われる年度の9月30日までに会費を完納していること
- (3) 選挙が行われる年度の5月1日に65歳以下であること

(選挙管理委員会)

第9条 この選挙の管理執行に関する事務は、選挙管理委員会が行う。

- 2 選挙管理委員会の委員は、正会員の中から、理事会が5名以上10名以内を委嘱する。但し、本会の理事である正会員に委嘱することはできない。
- 3 選挙管理委員会には委員長を置く。委員長は委員の互選によって定める。
- 4 委員の任期は、理事会から委嘱された日から、選挙結果を公示する日までとする。
- 5 委員は、第8条の規定に関わらず、被選挙人の資格を有しない。

(選挙の公示)

第10条 選挙管理委員会は、選挙が行われる年度の11月30日までに、公示を行わなければならない。

- 2 前項の公示内容は、次に掲げる事項を明示しなければならない。
 - (1) 被選挙人の氏名
 - (2) 代議員の定数
 - (3) 補欠代議員の定数
 - (4) 任期
 - (5) 投票期間
 - (6) 開票日

(投票)

第11条 この選挙の投票は、本会のホームページ上での電子投票で行う。

2 投票は、無記名で5名完全連記で行う。

(開票)

第12条 開票は、選挙管理委員会の立会いの下に行う。

2 開票は第4条に定める区分ごとに行い、得票数の多い順に代議員定数に達するまでの者を代議員とし、次点以下補欠代議員定数に達するまでの者を補欠代議員の当選者とする。

3 定数内の最下位の得票数が同数であるときは、年少の者を当選者とする。

(規則の変更)

第13条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

1. この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けた日から施行する。

2. 平成25年12月12日一部改正施行

3. 令和2年12月19日一部改正施行